

松江市告示第46号の2

松江市農業復旧対策事業費補助金交付要綱（令和3年松江市告示第515号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月10日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
(補助の対象等)		(補助の対象等)	
第2条 略		第2条 略	
略		略	
交付の率 又は金額	補助金の交付対象経費から次の各号のいずれかに掲げる額を控除した額の3分の2の額(1,000円未満切捨て)とし、500万円を上限とする。 (1) 略 (2) 次のア及びイに掲げる額(1円未満切上げ)の合計額(農業共済等損害保険未加入の場合) ア 略 イ 被災施設の代替施設の整備 <u>2,636円</u> (園芸施設共済評価要領に定めるパイプハウス特定園芸施設標準価額	交付の率 又は金額	補助金の交付対象経費から次の各号のいずれかに掲げる額を控除した額の3分の2の額(1,000円未満切捨て)とし、500万円を上限とする。 (1) 略 (2) 次のア及びイに掲げる額(1円未満切上げ)の合計額(農業共済等損害保険未加入の場合) ア 略 イ 被災施設の代替施設の整備 <u>1,463円</u> (園芸施設共済評価要領に定めるパイプハウス特定園芸施設標準価額

	<p>(<u>5,730円</u>/㎡)に0.46を乗じて得た額)に復旧面積を乗じて得た額の2分の1の額。ただし、交付対象部分の実際の施設整備費の単価が<u>5,730円</u>/㎡に満たない場合は、当該施設整備費に0.46を乗じて得た額の2分の1の額とする。</p>		<p>(<u>3,180円</u>/㎡)に0.46を乗じて得た額)に復旧面積を乗じて得た額の2分の1の額。ただし、交付対象部分の実際の施設整備費の単価が<u>3,180円</u>/㎡に満たない場合は、当該施設整備費に0.46を乗じて得た額の2分の1の額とする。</p>
終期	<u>令和5年3月31日</u>	終期	<u>令和4年3月31日</u>
<p>(実績報告)</p> <p>第5条 規則第12条<u>第1項第3号</u>に規定する<u>補助事業等実績報告書</u>(以下「実績報告書」という。)に添付する市長が<u>必要と認める</u>書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(概算払い)</u></p> <p>第6条 規則第14条第1項ただし書の規定により、<u>市長は、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。</u></p> <p>第7条～第10条 略</p>		<p>(実績報告)</p> <p>第5条 規則第12条_____に規定する<u>実績報告書</u>_____ (以下「実績報告書」という。)に添付する市長が<u>定める</u>_____書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第6条～第9条 略</p>	

附 則

この告示は、令和5年2月10日から施行し、令和5年1月24日からの大雪による災害から適用する。